

## 農業委員会定例会 9月

1. 開催日時 令和2年9月18日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 職務代理、7番委員、8番委員
4. 議事日程
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
  - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
  - 議案第3号 非農地証明願承認について
  - 議案第4号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局 定刻となりましたので、ただいまから定例会を開催したいと思います。  
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 皆様、こんにちは。夏の暑い時に農地パトロールを実施していただいたと思います。大変だったと思います。稲作の方はもう粗方終わっているかと思いますが、果樹関係、ミカンやオリーブについては今からでございます。やっと窄れが直ってきたかなと、ミカンについては実が柔らかくなって、葉を振るって我慢しきれない状態でございます。やっと少し実も固くなってきましたが、ただ、例年に比べて摘果がこれでよかろうということだったものの、大変玉太りが悪いという状況でございます。大変な中でございますが、今日は定例会にお集まりいただきましてありがとうございます。職務代理が病院に行くため欠席するという連絡が私の方にはございましたので、ご報告いたします。それでは、ただ今より定例会を開始したいと思います。

本日の議事録署名人ですが、6番委員、10番委員をお願いします。

それでは、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第1号は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■ 字 ■■■■ ■■■■ 番 畑 320 m<sup>2</sup> と  
■■■■ 字 ■■■■ ■■■■ 番 畑 513 m<sup>2</sup> の計2筆833 m<sup>2</sup>について  
■■■■ 番地の■■■■が譲り受け、申請地ではオリーブを栽培する計画となっています。■■■■の現在の経営規模は169,132.29 m<sup>2</sup>で、5アールの下限面積要件を満たすとともに、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 （地元委員の）職務代理は欠席ですが（事務局に）何か連絡はありましたか。

事務局 職務代理の方からは、特に問題ないですと聞いています。

議長 はい、委員の皆様方、他に意見がございましたらお願いします。

委員一同 ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

次に、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第2号について、先日追加で図面の議案に関して送付しています。当初の送付の時に間に合わず後からの送付となりましたが、そちらも併せてご覧いただけたらと存じます。

議案第2号は、■■■■在住の■■■■さん所有の

■■■字 ■■■番 ■■■畑 4,158㎡ について

■■■■番地■■■の■■■■が、資材置場と駐車場及びその進入路を隣接する山林の■■■、■■■ほかの一部と併せて整備するための転用申請となっています。

■■■■は、■■■■を営んでいますが、新たな事業のための施設設置に伴い、設置しようとする本店にある■■■■を移転する予定で、移転先に置いている■■■■を置くための新たな土地が必要となったため、置場が確保できる申請地を選定しています。

申請地は、■■■■への道を900メートル程度上がったところから北側の山手に入っていくようになり、大部分は山林化しており、南側の多くを進入路とその両側法面として利用することとしています。

転用に係る造成については、花崗土で5メートルまでの盛土を行い、勾配1:1.5の法面に種子吹付を施す計画となっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準について、特に支障になるものは無いと判断しています。

また、本転用案件は、その面積が2,000㎡以上であるため、香川県農業会議が開催する常設審議委員会においても審議し、意見を聴くこととなります。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

この件で■■■さんにも会って（話を）聞きました。ここは、20年以上作物を作っていません。ただ、3分の2は一度、■■■だったでしょうか、■■■を植えていたのですが、それも枯れてしまっています。今は、除草

剤を入れていて草は枯れていました。残りの3分の1は山林化しています。■■■さんがおっしゃるには、いい加減に（土地を）処分したいそうです。それと、■■■■■がおっしゃるには、今、■■■にある所を広げるのにその土砂を持って行って地上げではありませんが客土して、■■■■■を置きたいという願望でした。別に問題はないと思います。

議長

この件について意見はありますか。

9番委員

はい。（図面で）断面のCですが、これは元々が谷みたいになっていますか。谷になっていて真ん中に土を盛り上げて道を新たに作るということですか。

1番委員

これも聞いたのですが、前、■■■から下りてくる道の傍に■■■■■の土地があって、そこも土砂を積み重ねていて、その（工事をした）時の道があったらしいです。今は雑木があって、そこをちょっと整備するようです。

9番委員

元々道は無かったが、私道でつけたということですか。

1番委員

それは■■■■■の方ですか。

9番委員

いいえ、この図面に描かれている真ん中の道のことです。これは、今現在は無いのですか。

事務局

（断面）Cの所は、今から盛土をして道になります。

9番委員

はい、Cの断面はそうですね。Cの平面、8-2（ページ）の真ん中に道がついていますが、これは現在無いということですか。今度新たに（転用）する時に道をつけるということですか。

事務局

そうです。既存道と書かれている道は現在ありますが、そこから既存車避けと書かれている場所より数メートルは続いておりますが、そこから途切れていまして、（途切れた所から）どんどん道をつけていきます。

9番委員	そこから、新しく私道をつけるということでいいですか。
事務局	道路というよりは進入路として道をつけます。
9番委員	進入路は盛土してつけているということは、断面Cでは横は引っ込んでいますよね。
事務局	はい。
9番委員	この引っ込んだところは何かするのですか。
事務局	引っ込んだところが現状地盤になりますが、道と法面ができるだけで特に他は触らないと聞いております。
9番委員	上からと下からと行こうと思って、この道を盛土でつけるという意味ですかね。
事務局	入っていくのはその断面（Dの方向からになります）。
9番委員	断面Dですか、上の方は結構傾斜があって、今話しているCの断面はDの断面ではどの辺りになりますか。（8-6で）法面（種子）吹付と書いているところぐらいですか。
事務局	真ん中の辺りですかね。
9番委員	真ん中より少し右ぐらいですかね。
事務局	そうですね。真ん中より少し右ぐらいですね。
9番委員	右ぐらいですね。その盛土をするというDの断面で、上から斜めにいつている部分に、間が途切れている所が少しありますよね。これは何ですか。
事務局	これはDの断面というのが（…）。
9番委員	わかりました。ここ（の途切れている部分）に何かをしているのですか。

事務局 いや、何かというかこのDの断面のD´の一番端にこの既存道がありまして、既存道とこの進入していく道との間はまた山林とかがあります。

9番委員 はい、それなら平面上で黒く色を塗っている所がありますがこれは何ですか。

事務局 この色を塗っている部分が盛土を行う箇所です。

9番委員 いえいえ、平面ですよ。

事務局 平面ですか。

9番委員 おおよそ四角の所です。このなんとか壁とあるところですよ。

事務局 擁壁とはありますね。

9番委員 これは断面に入っている部分だと思いますが。擁壁についてわからなければ構いませんが、車とかになりますと廃油とかそういうものが下の農地の方へ（流れたりしませんか）、もし廃油があったとしたらの話ですが。無いとは思いますが、その辺りは大丈夫ですか。

事務局 一応、どの転用案件もそうですが土地改良区からの同意は取っていただいて、被害防除計画においてもその辺は。

9番委員 いや、農地の上の方で車を解体すると言いましたら、（廃油等の）いろいろなものが下に染みこんでいかないかなと思うのですが。

1番委員 ここでは解体しないと思います。

9番委員 しないのですか。

1番委員 解体は■■■■の前からしていた所を少し広げ（てす）るようです。■■■■■■場所があるようです。ここは建物が建ちませんよね。

事務局 はい。■を置く用の場所です。

9番委員 はい、今、■に行く方の（道の）途中に入った所ですよね。

1番委員 そうです。

9番委員 あそこは結構何かいろいろ解体しているから、見た感じはちょっと不安かなという部分がありますが、そこら辺漏れないように、農地に影響無いように言うておかなければいけませんね。

1番委員 （■に行く途中の）あそこも地主が返してくれと言われて、■の方にいったみたいです。

9番委員 結構煙が出ているみたいですが、（■に行く途中の）あそこは。（煙が出ているため、）横の人が文句を言ってくる聞いたことがあります。

1番委員 油もの関係が結構燃えたりするみたいです。

9番委員 だからまあ、そこら辺後々影響無いように言うておいてもらいたいなと思います。

事務局 こちらの方はまた、広面積の転用の申請になりますので、県の審査も現地確認がありますから、その辺はしっかりと精査していくことにはなると思います。

9番委員 お願いします。

議長 はい、他にはどうでしょうか。この■という会社は■と■とはまた違うのですか。後、もう一点、1番委員の所から上の左側手にありますが、あそこがその会社ですか。

1番委員 そうですね、あその三男が（■を）やっていて、■が■の上り口で（■を）やっているのが長男の■さんです。■をやっているのが次男の■さんです。三男（の名前）が■

さんです。名前がいつの間にこんなエ[ ]になったのかと思いました。私は（会社名を）[ ]としか覚えていませんでした。

議長 先程言っていた[ ]の下りてきた左側のところにあるものも一緒ですか。

1 番委員 そうですね。

議長 一緒ですか。なんかこの近くに急にできましたよね。[ ]から下りてくる方で急な所を左側手に上がる場所ですよ。そこでやっていますが、またここでも（転用申請して事業をするのですか）。

1 番委員 いいえ、前から今の（事業を）している所は地主から返してくれ返してくれと言われておりまして、それもあるのかなと思います。そこまで（事情を）深くは聞いていません。

議長 後、この（図面に）県防災施設とありますがこれは何ですか。水槽か何かありませんか。

事務局 聞いているのは、保安林がありまして、進入路を整備するにあたってその保安林の部分は避けていくように進入路をつけるということは聞いています。確認はしますが保安林の区域ということかなと思います。

議長 他にございませんか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとし、常設審議委員会に諮ります。また、県から何かご指導あればまたお願いします。次に、議案第3号（非農地証明願承認）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第3号は、[ ]在住の[ ]さん所有の

[ ] 字 [ ] 番 [ ] 畑 118 m<sup>2</sup> と

[ ] 字 [ ] 番 [ ] 畑 404 m<sup>2</sup> と

[ ] 字 [ ] 番 [ ] 畑 316 m<sup>2</sup> と



■■■ 字 ■■■ ■番 畑 361 m<sup>2</sup> と

■■■ 字 ■■■ ■番 畑 1,991 m<sup>2</sup> と

■■■ 字 ■■■ ■番 畑 589 m<sup>2</sup> と

■■■ 字 ■■■ ■番 畑 994 m<sup>2</sup> と

■■■ 字 ■■■ ■番 畑 598 m<sup>2</sup> と

■■■ 字 ■■■ ■番 畑 410 m<sup>2</sup> と

■■■ 字 ■■■ ■番 畑 316 m<sup>2</sup> の計 10 筆 6,097 m<sup>2</sup>について

長年に渡り耕作放棄状態が続き、山林化したため農地として復旧することが困難となったものです。山林化し、かなりの年月が経っており、周辺農地も含め急傾斜の上に広がり営農は困難であると認められるため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4 番委員 はい、地図を見てももらったらわかりますように、全く道路も見えません。次のページ（12ページ）の一番上の端に公衆用道路、雑種地とありますが、おそらく15年程前まで■■■が■■■を建てていたと思います。それでずっと道の管理はしていましたが、もう15年程前から、全く道路も管理していませんし、10年前には私もこの辺に（イノシシの）罾をかけに行ったこともありますし、地図を見て航空写真を見てももらったとおりの全くの山林状態で、畑なんか耕作できるような状態ではないので、全く問題ないかと思われれます。

議長 ■■■の方も地元委員さん、補足説明お願いします。

5 番委員 ■■■の方も、4番委員からお話いただいたとおりで、もうほぼほぼ作ることは難しいのかなと思いますので、私も特に問題ないと思っています。

議長 この件について意見はありますか。何かこの後、■■■をやろうかという噂はございませんか。

事務局 よろしいですか。一応ここも、■■■をする予定ということで聞いております。

2 番委員 日当たりがよくて、場所がいいですからね。

4 番委員 ■■■の人が（土地を）持っているとは思わないですね。■■■さん（という方）は知りません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■在住の■■■さん所有の  
■■■ 字 ■■■ 番 ■ 畑 832 m<sup>2</sup> と  
■■■ 字 ■■■ 番 ■ 畑 770 m<sup>2</sup> の計2筆1,602 m<sup>2</sup>について  
■■■番地の■■■が、新たに借り受けるものです。  
申請地では、■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 はい、これも■■■さんにお会いして確認しましたが、身体が言うことをきかないそうで、病気をしてから体調が優れないですし、ウマに乗ったら落ちてしまうしということで、■■■の若い人が借りてくれるということでそういう話になったらしいです。

議長 この件について意見はありますか。

3 番委員 これはハウスですかね。

1 番委員 ハウスです。家の上の方にあります。

3 番委員 それならもう（今年の栽培は）終わってそうですね。

1 番委員 もう終わっていて、今年はよく（実が）なっているそうです。（実を）ちぎりたいが（身体の方が）もう無理と（いうことだそうです）。

3番委員 家の近くなのに、もう採れないのですね。

議長 採れないみたいですね。

事務局 一応こちらの方ですが、息子さんとの利用権設定があったのを、この二筆についてはそれを解約して■■■■■が借りることになりました。

議長 他にはございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の  
■■■■■字 ■■■■■番 ■■■■畑 1,394 m<sup>2</sup> と  
■■■■■字 ■■■■■番 ■■■■畑 361 m<sup>2</sup> の計2筆1,755 m<sup>2</sup>について  
■■■■■番地 ■■■■■の■■■■■が、再度借り受けるものです。  
申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は9年7月間の賃貸借とな  
っています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

藤本委員 はい、これも（実質は）更新なので別に問題ありません。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■字 ■■■■番 田 1,131 m<sup>2</sup> について  
■■■■番地 ■■■■の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は1年間の賃貸借とな  
っています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

はい、これも一応更新でして、■■■■の更新は去年も出ましたが、  
■■■■さんの意向で1年契約の更新になっております。別に問題ないと思  
います。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

ありません。

議長

ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、  
事務局から説明をお願いします。

事務局

4番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■字 ■■■■番 ■■■■畑 294 m<sup>2</sup> について  
■■■■番地の■■■■さんが、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっ  
ています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし  
ているものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員

はい、これも更新ということで、一応、■■■■さんは以前■■■■の方で借りて  
いたみたいですが■■■■が植えられて4年ぐらいになりますね。別に問

題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、■■■■在住の■■■■さん所有の  
■■■■字■■■■番田 512㎡と  
■■■■字■■■■番田 654㎡と  
■■■■字■■■■番畑 325㎡の計3筆1,491㎡について  
■■■■番地の■■■■さんが、再度借り受けるものです。  
申請地の■■■■番、■■■■番では■■■■、■■■■番については■■■■を栽培する  
計画で、期間は20年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 はい、■■■■さんに伺ったところ、■■■■の苗を今まで共同であげていたのが個人であげることになったので、補助金がつくかどうか、役場だとは思いますが相談に行ったところ、いったん補助金は出しているため今回は出せない、それと期限が切れているではないかということで今回持ち上がったわけなのですが、ハウスも建っていますし間が空いているので「再」になっていますが、更新という感じなので全く問題は無かろうかと思いません。

議長 この件について意見はありますか。

2番委員 よく（期間を）20年にしましたね。

議長 ■■■■さんは70歳で、私と一緒にくだと思います。（期間が切れるころに

は) 90 歳になっていますが大丈夫でしょうか。10 年ぐらいにしておけばいいのにとおもいますが。一般的にはちょっと (厳しいように思います)。

2 番委員 まあ (手続きが) ややこしいですからね。

1 番委員 しかも、(この) 7 月には前立腺がんで入院していたようです。

議長 入院しているのですか。

1 番委員 まあ、気持ちだけはあつようです。

議長 他に意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第 4 号 (農用地利用集積計画 (利用権設定)) の 6 番と 7 番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 6 番は、■■■■ 在住の ■■■■ さん所有の  
■■■■ 字 ■ 甲 ■■■■ 番 畑 342 m<sup>2</sup> について  
7 番は、■■■■ 在住の ■■■■ さん所有の  
■■■■ 字 ■ ■■■■ 番 ■ 畑 209 m<sup>2</sup> について  
■■■■ 番地の ■■■■ が、引き続き借り受けるものです。  
申請地では、■■■■ を栽培する計画で、期間は 8 年間の賃貸借となっています。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

6 番委員 更新でもありますし問題はないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の8番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 8番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■**字 **■■■■**番 **■■■■**田 135㎡ について  
**■■■■**番地 **■■■■**の**■■■■**さんが、新たに借り受けるものです。  
申請地では、**■■■■**を栽培する計画で、期間は5年間の使用貸借となっております。  
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんは欠席ですか。

事務局 欠席でして、私の方で7番委員から今朝確認しまして、こちらの地番ですが中山間地域等直接支払交付金の対象地番から今年度より外れていますので、狭小な農地ではありますが問題はないだろうということで聞いています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の9番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 9番は、**■■■■**在住の**■■■■**さん所有の  
**■■■■**字 **■■■■**番 **■■■■**畑 419㎡ と  
**■■■■**字 **■■■■**番 **■■■■**畑 272㎡ と  
**■■■■**字 **■■■■**番 **■■■■**田 842㎡ と  
**■■■■**字 **■■■■**番 **■■■■**畑 1,179㎡ の計4筆2,712㎡  
について**■■■■**番地 **■■■■**の**■■■■**さんが、新たに借り受けるもので

す。

申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は4年7月間の、■■■■■番■■■■■については使用貸借、■■■■■番■■■■■、■■■■■番■■■■■については賃貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長

■■■■■地区は私の（地元の）案件であります、■■■■■さんは移住者か何かになるのでしょうか。私は全然わかりませんが皆様方知っていますか。5番委員は知っていますか。

5番委員

外から来られている方みたいですね。

議長

初めて出てきましたからね。

事務局

そうですね、貸借とかの履歴は（確かではないけれど）ないですかね。

議長

他にどこかで作られているとかはありませんか。

5番委員

勤め人といいますか、お手伝いで■■■■■の方の■■■■■さんという所、ご存知かはわかりませんが、そこで多分有機関係の野菜と一緒に栽培していたようです。そういう関係で、有機関係の■■■■■を作りたいということみたいです。一つ前の議案の■■■■■さんのところから一部畑を暖簾分けと言うのですかね、お借りして作っているという話も聞いたことがあります。

議長

この■■■■■がそのとおりです。■■■■■さんが作っていた所です。

5番委員

そうなのですね。

議長

■■■■■の墓地の横です。これを分けてあげているようですね。それでこちらが同じ■■■■■さんの畑ばかりで、私はよく知っています。事情はよく分かりました。

まあ、そういう有機（栽培）でやろうとしているなら■■■■■さんがやった後なので問題ないかなと思いますし、私の方からは■■■■■さんがどなたかなと



思っておりました。(■さんの)年齢はわかりますか。

事務局 昭和42年生まれのようです。

議長 50代ですかね。

1番委員 私より9歳下なので53歳か54歳になりますかね。

議長 それなら、新規就農は無理ですか、50歳になっていますから。(受けるなら)認定農業者になりますね。

事務局 認定農業者は可能性があります。

議長 まあ、そういう■さんでございますが、皆様今後(■さんが)認定農業者を受けられたらご指導の程お願いします。他に皆様方から何かございますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。  
続いて、議案第4号(農用地利用集積計画(利用権設定))の10番と11番について、5番委員の関係する案件となりますので、一時退席をお願いします。

**【5番委員退席】**

それでは、本件は関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 10番は、■在住の■さん所有の  
■字 ■番 田 726㎡ について

11番は、■在住の■さん所有の  
■字 ■番 田 566㎡ について

(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■番地■の■さんに貸し付けるものです。

申請地では、■を栽培する計画で、期間は8年10月間の使用貸借となっています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 ありません。

議長 ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

【5番委員着席】

5番委員、先ほどの件、申請のとおり承認となりました。

議案の審議はこれで終わりましたので、定例会を閉会します。

閉会の挨拶は職務代理が不在のため私の方からいたします。本日大変貴重な時間をありがとうございました。後、事務局から何か連絡事項がございましたらお願いいたします。

閉 会 午後2時10分

議 長 会長

議事録署名人 6番

議事録署名人 10番